

寄居町一般競争入札（事後審査型）公告

自動体外式除細動器（AED）賃貸借（長期継続契約）について、下記のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 5 日

寄居町長 峯岸 克明

記

1 入札対象	
（１）名 称	自動体外式除細動器（AED）賃貸借（長期継続契約）
（２）納入場所	寄居町大字寄居585番地3 ほか24箇所
（３）契約期間	ア 契約期間は、契約締結日から令和 13 年 11 月 30 日までとする。 イ 賃貸借期間は、令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日までとする。 ウ この契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。
（４）設計金額（税抜）	落札者決定後に公表する。
（５）調達数量	25 台
（６）調達に関する仕様等	仕様書による。
（７）契約の形態	本件入札は、寄居町を賃借人、落札者を賃貸人とした二者間での賃貸借契約とする。ただし、第三者賃貸方式（寄居町を賃借人、落札者を受注者、第三者を賃貸人とした三者間で契約を締結し、調達物件を受注者の責任において第三者をして寄居町に賃貸する方式をいう。）による契約も可能とする。
2 落札者の決定方法	本件入札は、以下のとおり落札者を決定する。 (1) 予定価格以下で、有効な最低価格の入札をした者を落札候補者とし、落札者の決定を保留とする。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、寄居町物品売買等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。
4 第三者賃貸方式による場合の入札参加要件	ア 入札参加者自らが本件仕様書の要件を満たす調達物件を賃貸できる能力を有すること。 イ <u>第三者である賃貸人について、令和 7・8 年度寄居町物品売買等競争入札参加資格者名簿に、業種区分「賃貸」、分類「医療機器」で記載された者（ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日（入札指名通知日）以前である者に限る。）であること。</u>

	ウ 入札参加者として入札に参加する場合は、第三者賃貸人になることはできない。また、同一の入札における２者以上の入札参加者の第三者賃貸人になることはできない。 エ 入札参加者がその貸付能力を自らの責任において証明した者（第三者賃貸方式による貸付能力等証明書の提出を要する）であること。 オ 高度管理医療機器等貸与業許可を有する者であること。
5 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書の提出方法	※第三者賃貸方式による契約を希望する場合のみ提出すること。
(1) 提出書類	第三者賃貸方式による貸付能力等証明書
(2) 提出方法	電子入札システムにおいて、入札参加申請時にファイル添付により提出すること。
6 入札説明書及び仕様書等	入札説明書及び仕様書等（以下「仕様書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。
7 競争参加資格確認申請書の提出	令和８年８月６日（木） 午前９時００分から 令和８年８月２１日（金） 午後４時００分まで 入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムにより事前申請すること（システム上で競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出すること。ただし、入札参加資格確認は開札後に事後審査で行うため、添付書類は不要である）。
8 仕様書等に関する質問	令和８年８月１７日（月） 午後４時００分まで 仕様書等に関して質問がある場合は、上に示す提出期限までに、質問書を所定の様式により電子入札システムにより提出すること。
9 質問に対する回答	令和８年８月１９日（水） 質問に対する回答は、上に示す日までに電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
10 入札書提出期間	(1) 提出方法 入札書の提出期間に有効な寄居町物品売買等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。 ただし、寄居町物品売買等電子入札運用基準７－１「紙入札による提出」の承認を得た者はこの限りでない。 (2) 提出期間 令和８年８月２４日（月） 午前９時００分から 令和８年８月２５日（火） 午後４時００分まで
11 開札日時	令和８年８月２６日（水） 午前１１時２５分
12 入札に参加できる者の形態	単体企業
13 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 資格者名簿への登載	令和７・８年度寄居町物品売買等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、 業種区分「賃貸」分類「医療機器」 で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。
(2) その他の参加資格	(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立

	てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けているものを除く。 (3) 公告日から落札決定までの期間に、寄居町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年寄居町告示第188号。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 (4) 公告日から落札決定までの期間に、寄居町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年寄居町告示第189号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。 (5) 高度管理医療機器等貸与業許可を有する者であること。
14 入札保証金	免除とする。
15 契約保証金	免除とする。
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	(1) 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 (2) 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の<u>100分の10</u>に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、<u>個別仕様書その1、その2ごとに見積もる契約希望金額に110分の100を乗じた額をそれぞれ入札金額内訳書に記載するとともに、その合計額を入札金額として記載すること。</u>
(3) 入札書に添付する書類	(1) 入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。
(4) 入札回数	(1) 再度入札は2回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 (3) 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。 (4) 入札が無効となった者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	寄居町物品売買等電子入札運用基準によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 (2) 参加資格審査のために町長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札 (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (4) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

	(5) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 (6) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 (7) 談合その他不正行為があったと認められる入札 (8) 虚偽の一般競争参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 (9) 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札 (10) やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 ア 入札者の押印のないもの イ 入札金額を訂正したもの ウ 入札金額以外の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの エ 押印された印影が明らかでないもの オ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をしたもの (11) その他公告に示す事項に反した者がした入札
17 その他	(1) 落札候補者は、参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式 1）に一般競争入札参加資格等確認資料を提出すること。 (2) 寄居町競争入札参加者心得を熟知の上、寄居町物品売買等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (3) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (4) 入札参加者は、入札後、この公告、仕様書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (5) 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
18 この公告に関する問い合わせ先	寄居町役場 企画財政課 管財契約班 電話 048-581-2121 内線322